

亀山市家庭児童相談室設置及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第35号

亀山市家庭児童相談室設置及び運営規則の一部を改正する規則

亀山市家庭児童相談室設置及び運営規則（平成17年亀山市規則第52号）を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第7条関係）

（表面）

健康福祉部子ども総合センター 子ども支援室 受付票		【受付日】 年 月 日	【時間】 ( : ) ~ ( : )	【No.】 —	
子ども	【氏名・ふりがな】	【生年月日】 年 月 日	【性別】 <input type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	【満年齢】 満 歳	【所属】 <input type="radio"/> 未 <input type="radio"/> 保 <input type="radio"/> 幼 <input type="radio"/> 認 <input type="radio"/> 小 <input type="radio"/> 中 <input type="radio"/> 高 <input type="radio"/> 職
	【住所】 <input type="checkbox"/> 住民票非開示 下	【学齢】		【担任】	【介助・加配】
保護者	【氏名】	【続柄】	【TEL・連絡先】 自宅 携帯 ( ) その他 ( )	【検討事項】 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有	

※上記の保護者と同じ方は①の氏名欄に「同上」とのみ記入、上記の担任や介助・加配と同じ方は「同上担任」などと記入						
相談者・来所者	①	【氏名】	【児童との関係】	〔所属機関名等〕	〔役職名等〕	【TEL・連絡先】 自 宅 携 帯 ( ) その他 ( )
	②	【氏名】	【児童との関係】	〔所属機関名等〕	〔役職名等〕	【TEL・連絡先】 自 宅 携 帯 ( ) その他 ( )
	③	【氏名】	【児童との関係】	〔所属機関名等〕	〔役職名等〕	【TEL・連絡先】 自 宅 携 帯 ( ) その他 ( )

相談内容（主訴）	受付備考	【 <input type="radio"/> 新規 <input type="radio"/> 再新規 <input type="radio"/> 継続 】	結果内容（検査結果等）	※知能・発達検査については、検査名と代表指標値等と領域指標値を記入	次回方針
		<input type="checkbox"/> 終結 <input type="checkbox"/> 引き継ぎ・連絡 （相手先 _____） <input type="checkbox"/> 関係者会議 （関係者 _____） （ 年 月 日ごろ） <input type="checkbox"/> 次回フォロー （ 年 月 日ごろ）			



附 則

この規則は、公布の日から施行する。